

○桐生市黒保根地域定住促進奨励金交付要綱

(令和3年4月1日施行)

改正 令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、過疎地域のうち特に人口減少の著しい黒保根地域への定住を促進するため、その必要な奨励金を交付することにより、若年層人口の減少を抑制し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 桐生市黒保根町に住所を有し、現に居住しているものをいう。
- (2) 定住 基準日(次条)以後5年以上にわたって桐生市の住民基本台帳に記録され、黒保根町を生活の本拠地とすることをいう。

(資格要件及び奨励措置)

第3条 次の表の奨励区分により、資格要件の欄の要件を満たしていると認められた者に対して、同表の報奨金の欄に掲げる額の報奨金の支給(以下「奨励措置」という。)を行うものとする。

奨励区分	資格要件	報奨金
結婚祝金	1 夫・妻とも結婚後定住を誓約した場合(1組当たり)	5万円
出産祝金	1 定住を誓約した者又は夫婦が、第1子を出産した場合(1組当たり)	5万円
	2 定住を誓約した者又は夫婦が、第2子を出産した場合(1組当たり)	10万円
	3 定住を誓約した者又は夫婦が、第3子以降の子を出産した場合(1組当たり)	15万円

2 前項の共通資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 市税の納税義務者にあたっては市税を完納していること。
- (2) 資格要件にあてはまる者が、申請日現在住民であること。

3 第1項の奨励措置の基準日は、次の各号による。

- (1) 結婚祝金 婚姻届が受理された日
- (2) 出産祝金 申請の対象となる子の出生の日

(支給方法)

第4条 奨励金の支給方法は、桐ペイ(桐生市電子地域通貨事業実施要綱(令和4年9月1日施行)第3条に規定する桐ペイをいう。以下同じ。)を付与する方法によるものとする。

(交付申請)

第5条 前条の奨励措置を受けようとする者は、奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)及び誓約書兼同意書(様式第2号)を次に掲げる期間内に市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 結婚祝金 婚姻届が受理された日から6か月以内
- (2) 出産祝金 出生の日から6か月以内

2 前項の提出に際し、必要に応じ、交付申請書に記載する添付書類を添付するも

のとする。

(交付決定)

第6条 奨励金の交付は交付申請書に基づき市長が決定し、奨励措置決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

(支給台帳)

第7条 市長は、奨励金の適正な運用を図るため、奨励金台帳を作成し、備え付けるものとする。

(資格喪失届)

第8条 奨励措置を受けていた者が、資格要件を欠いたときは、速やかに奨励措置資格喪失届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、この要綱による奨励措置を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨励措置を取り消し奨励措置返還命令書(様式第5号)を交付し期限を定めてその返還を命じることができる。

(1) 第3条に規定する資格要件を欠くに至ったとき、又は、虚偽の内容が認められたとき。

(2) その他不正な手段により奨励措置を受けていると認められたとき。

(返還金の免除等)

第10条 前条の規定にかかわらず、特に必要と認められるときは、返還を免除し、又は返還を猶予することができる。

(桐ペイポイントの有効期限)

第11条 この要綱の規定により付与した桐ペイポイントの有効期限は、ポイントを付与した日の翌日から1096日間とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の桐生市黒保根地域定住促進奨励金交付要綱(令和3年4月1日施行)(以下「旧要綱」という。)第3条第1項に定める新築祝金については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に着工し、かつ、令和7年3月31日までに交付申請書が提出された場合、旧要綱の規定を適用(第3条第3項第3号及び第4条第1項第3号の規定を除く。)し、交付の対象とする。

様式第1号(第5条関係)

奨励金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

誓約書兼同意書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)
奨励措置決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)
奨励措置資格喪失届

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)
奨励措置返還命令書

[別紙参照]